

奈良県農作物等の知的財産に関する協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十四号

奈良県農作物等の知的財産に関する協議会規則の一部を改正する規則

奈良県農作物等の知的財産に関する協議会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「食と農の振興部農業水産振興課長」を「食と農の振興部長」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。